

行動障害と虐待防止

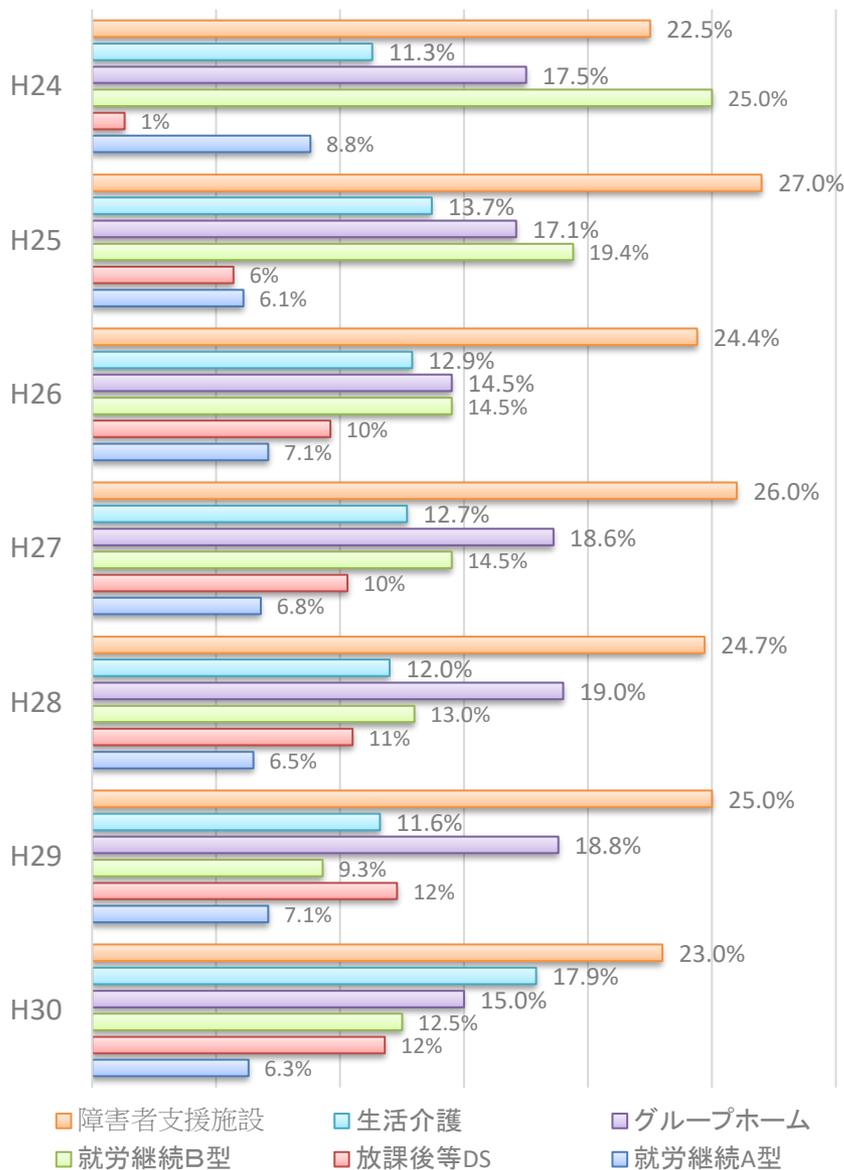
社会福祉法人 同愛会
練馬区立大泉福祉作業所
大泉つつじ荘
統括所長 野田 恵子

この時間の流れ

- 講義 25分くらい
 - 障害者虐待防止法のおさらい、対応状況調査から見た傾向、通報の重要性、虐待防止のための取組、具体的な体制整備、など。
- 演習 25分くらい
 - 個人ワーク10分+個人ワーク15分
- まとめ 10分くらい

障害者虐待対応状況調査

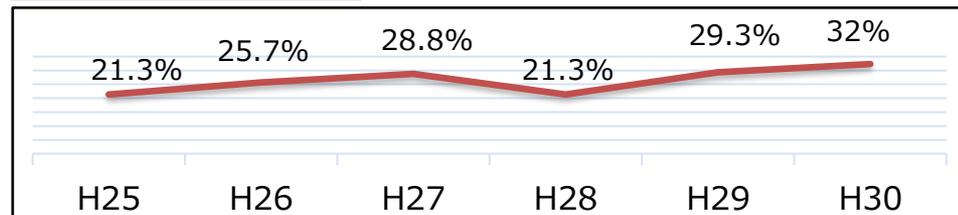
<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H24	19.7%	54.5%	39.3%	1.7%	0.6%
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H27	H28	H29	H30
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%	57.0%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%	20.4%

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園



(指導者養成研修)

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県



- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員



平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員



平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

①アセスメント

行動観察・情報収集
障害特性の理解

行動の
分析
理解

・本人が困っていること
・本人ができる事、強み
・本人の特性
の把握

②支援の計画 (支援の手順書)

- A. 本人の困難を軽減したり取り除く
 - B. 本人ができること、強みを活用する
- ※ 支援計画は場面ごと、工程ごとに丁寧に作る必要がある。

A, Bを組み合わせた具体的なツールの作成や構造化、環境調整などの支援計画の立案
支援の方向性は基本的に忠実に
具体策やツールは個別化する

支援の結果等のフィードバック

③支援

・障害特性の理解 ・支援の手順書に基づく支援 ・日々の記録等

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"]</pre>	[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]</pre>	[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 通知 --> C[都道府県]; C -- 報告 --> D[労働局]; D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]</pre>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

法施行後の状況

平成30年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、全国的な状況に関する調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

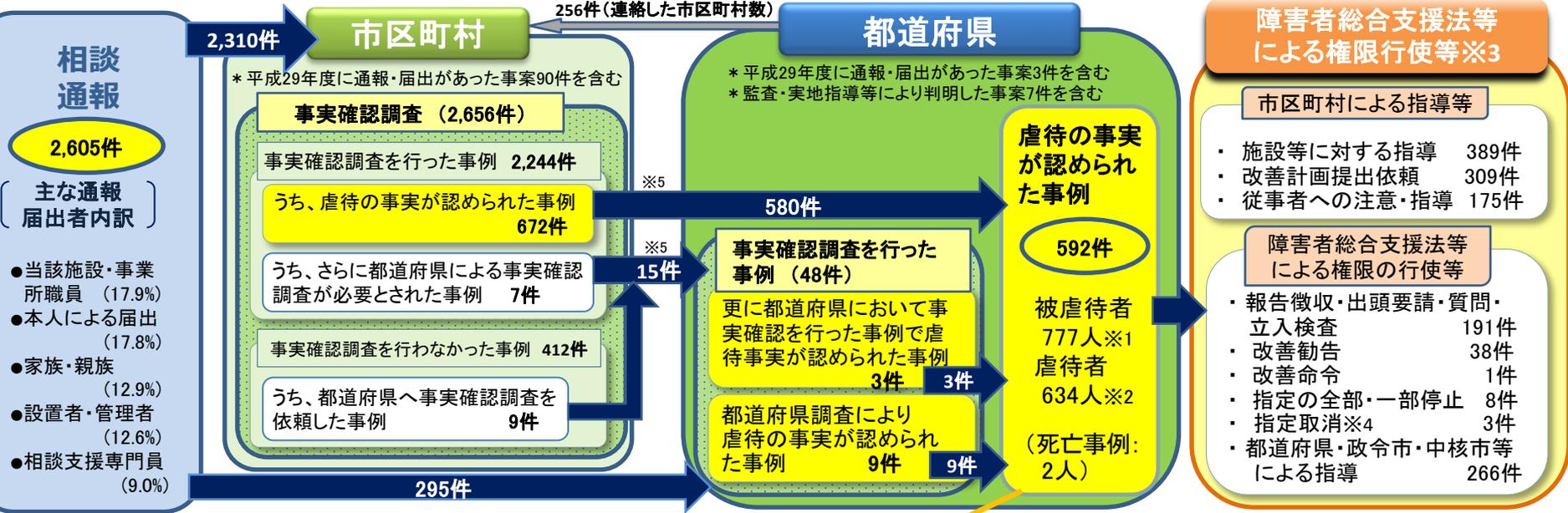
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	5,331件 (4,649件)	2,605件 (2,374件)	641件 (691件)	虐待判断 件数	541件 (597件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612件 (1,557件)	592件 (464件)		被虐待者数	900人 (1,308人)
被虐待者数	1,626人 (1,570人)	777人 (666人)			

(注1) 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和元年年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者(634人)

- 性別
男性(70.5%)、女性(29.5%)
- 年齢
60歳以上(18.5%)、50~59歳(17.5%)
40~49歳(15.3%)
- 職種
生活支援員(42.3%)、
その他従事者(10.3%)、
管理者(9.5%)、世話人(7.1%)、
サービス管理責任者(4.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者(777人)

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20~29歳(18.8%)、40~49歳(18.1%)
~19歳(18.0%)、30~39歳(14.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

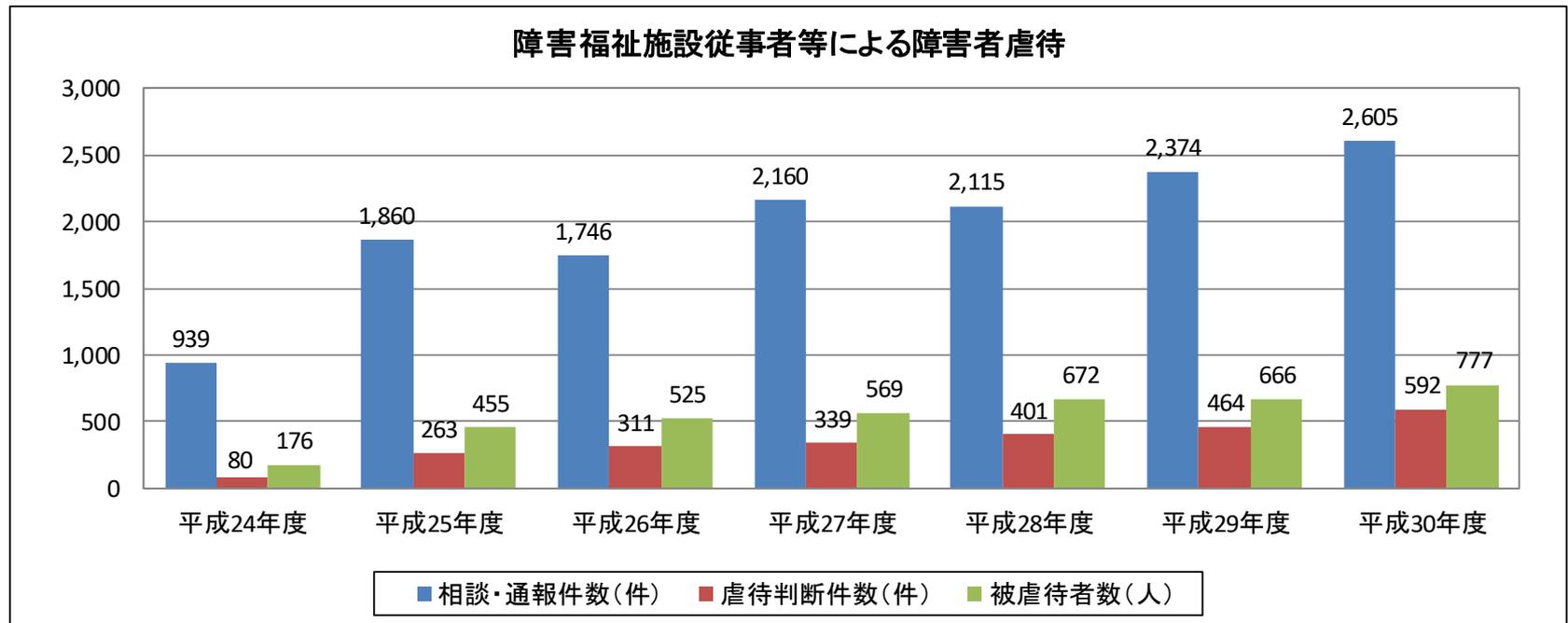
- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く(574件が対象)。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く(540件が対象)。
 ※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・平成30年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,605件であり、平成29年度から1割増加(2,374件→2,605件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は592件であり、平成29年度から28%増加(464件→592件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は777人。

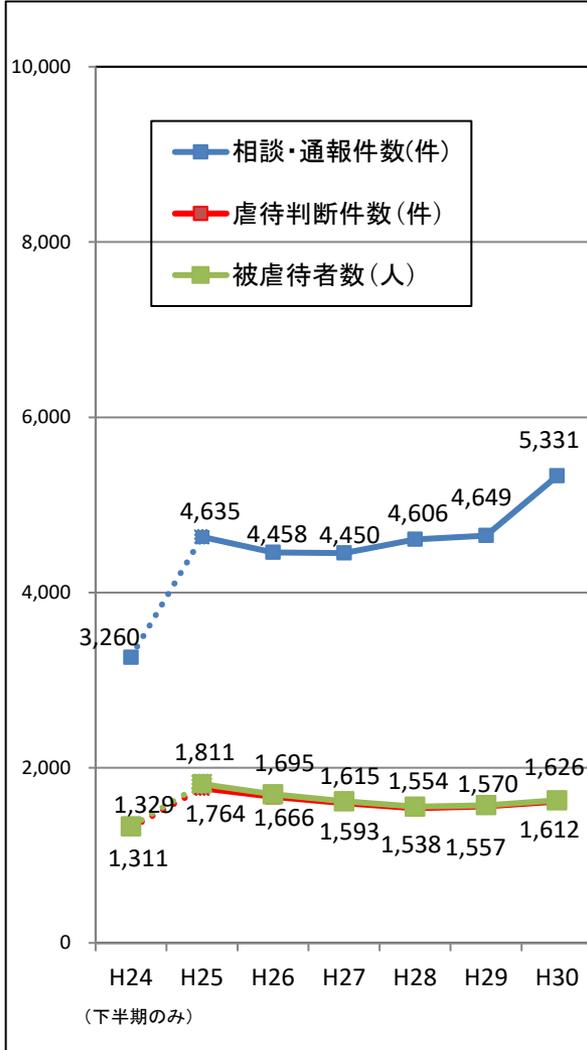
障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



* 平成24年度は下半期のみのデータ

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

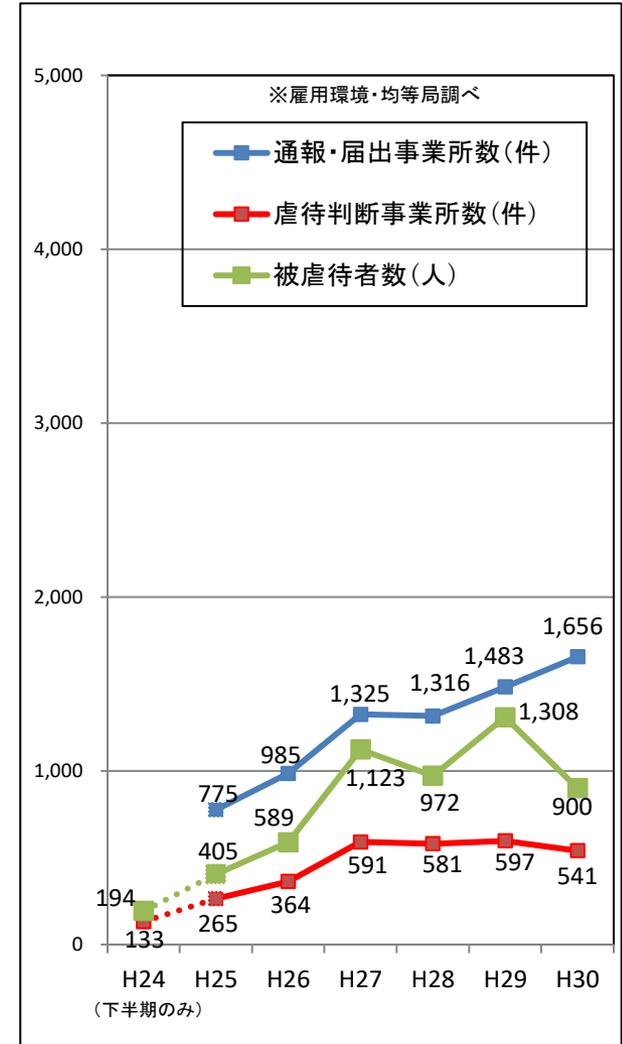
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注: 平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務



サービス管理
責任者



通報義務



施設長
管理者



通報義務



相談



相談

市町村障害者虐待防止センター

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化（平成30年度から）

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

(参考) 行動制限および身体拘束の記録例

ご利用者氏名： Aさん

行動制限および拘束の具体的な内容
どの条件で開始し、どの状態で終了するかを明記

実施する行動制限、身体拘束の内容

- ① 車いすに座って食事をする際にベルトをつける、食事終了後に外す。
- ② 傷を触る行為が繰り返し続くようならミトンを着用する、傷を触る行為が30分以上見られなかったら外す。
- ③ 夜間に便を触ってしまうので、就寝前につなぎ衣類を着る、起床時は脱いで着替える。

日	時間	内容	対応者	その他
○/×	8:30 ~ 9:15	① ベルト着用	支援員B	
△/×	14:00~ 18:00	② ミトン着用	着用支援員B/外す支援員C	手首がきつく跡ができていたので注意する
×/□	22:00~翌7:00	③ つなぎ衣類	着用支援員B/外す支援員C	

行動制限および拘束を開始した時間と終了した時間

対応した支援員、複数の支援員が関わる場合は複数名を記入

本人の状態に変化がある場合など特記があれば記入

* 上記の例は、「北摂杉の子会」で使用している様式です。

行動障害と虐待

行動障害のある虐待事例(障害者福祉従事施設従業者等)
被虐待障害者777人のうち、行動障害のある者が全体の32.3%

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	149	8	94	213	313	777
構成割合	19.2%	1.0%	12.1%	27.4%	40.3%	100.0%

令和元年12月 平成30年度「障害者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より

強度行動障害支援者養成研修

「…現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念される…」

「…障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができていることが知られている」

「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施について（運営要領）」（平成26年1月31日）

行動障害と虐待

①対応の困難さ

知識、支援技術不足

②引き出される負の感情

抱えるストレス、感情のコントロール

虐待を防ぐには①

障害特性を理解する

(認知、感覚の違い、理解の仕方等)

有効な支援方法を知る

(構造化、視覚支援、コミュニケーション等)



学ぶ機会の確保

(研修、OJT、スーパービジョン、人権意識の向上、等)

虐待を防ぐには②

セルフケア

- ・自分のコンディションの把握
- ・感情のコントロール
 - 落ち着く
 - ボリュームとパワーのコントロール
 - 見通しを立てる（腹を決める）
 - モデルとなる人を思い浮かべる



チームや組織でのケア

（悩みや葛藤を話せる仲間、協力体制、共感と励まし）

再発防止の取り組み（チーム）

- 当日の動きの振り返り
（職員体制、協力体制、ヘルプの仕方等）
- ディスカッション
 - ①不適切ケア ②良い関わり
 - ③負の感情 ④嬉しかった声かけ
- 研修
 - ①アンガーマネジメント
（ホールディング、対応のロールプレイを含む）
 - ②人が支援するということ（当事者の話）

演習①

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

演習②

- この演習では、障害者虐待に関するチェックリストを実際につけてみる時間としたいと思います。
- 今回は **「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」** を活用します。
まず、初めにP6の「職員セルフチェックリスト」から進めて下さい。
その後はP3より順次、進めて下さい。

制度や仕組み

- 苦情解決第三者委員制度
- オンブズパーソン
- サービス第三者評価制度
- 虐待防止法・差別解消法
- 権利条約
- 成年後見制度
- 情報公開
- 日常生活自立支援事業
- 虐待防止委員会の設置

まとめ① 支援者として必要なこと

- 一定の知識と技術
- 感情のコントロール（アンガーマネジメント）
- 相手を知ること、相手を大切にすること
- **いつも自分たちの支援（言動や立ち居振る舞いを含めて）振り返ること**
→ 正当化しようとしなくていいことが大切
自分の弱さに対する謙虚さ、非を認める勇気が必要

まとめ② 風通しの良い職場に

- 「その支援はおかしい」と言える。
→見て見ぬふりをしない
- 悩みや迷いを言い合える
- 「大丈夫？」と気遣える
- 非を責めるのではなく、次はどうしたらよいか、
どうしたらより良くなるかを話し合える
- お互いの良いところを見つけられる

まとめ③

- ・ 問題行動をなくすことがゴールではない。
生きがいや楽しみのあるその人らしい生活
に向けた支援を！